

中小企業の皆さんへ

中小・小規模企業を全力をあげて応援します！

2009年4月10日 新たな経済対策を決定！

資金繰り支援をさらに拡充します！

- ・緊急保証の枠を20兆円から、さらに30兆円にまで拡大します。
- ・セーフティネット貸付の枠を10兆円から、15.4兆円にまで拡大します。
(うち、商工中金の危機対応業務は、0.9兆円から3.3兆円にまで拡大)
- ・小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の返済期間、融資限度額を拡充します。

ものづくり・販路拡大などを支援します！

- ・ものづくり中小企業の有する、基盤技術の高度化に対する支援を強化します。

商店街の取組を応援します！

- ・空き店舗を活用した託児所の設置など、社会課題に対応する取組を支援します。

雇用維持に取り組む中小・小規模企業を支援します！

- ・雇用調整助成金の支給の迅速化・簡素化を推進しています。
- ・中小企業庁が実施する、人材確保・育成のための「実践型研修」は、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の対象となります。

経済危機対策における税制改正！

- ・交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人の定額控除限度額を、400万円から600万円に引き上げ、交際費課税を軽減します。

お問い合わせ先 関東経済産業局 中小企業課 TEL: 048-600-0334
中小企業金融課 TEL: 048-600-0425